

○船橋市運動公園及び法典公園指定管理者の指定に関する質問に対する回答

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
1	募集要項	9	6(2)	指定管理料を積算するにあたり、公園ごと区域ごとの清掃面積、除草面積、及び公園ごとの樹木の剪定本数の数量はどのような基準で設定されたのかご教示ください。	指定管理料の積算基準は回答しかねます。
2	募集要項	9	6(2)	運動公園の陸上競技場の東側の急傾斜地、自由運動広場の北側の急傾斜地は通常の維持管理(清掃、除草、樹木剪定)は困難と思われませんが、指定管理者募集要項に記載のある指定管理料を積算するにあたりどのように反映されているのでしょうか。	急傾斜地等を含む公園全体の維持管理を行うものとして積算しております。
3	募集要項	10	6(3)	1件あたり30万未満であっても本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用となる場合は本市が修繕料を負担することがあります。とありますが、当該保険適用となる物の一覧等がありますか。	「全国市長会市民総合賠償補償保険」ではなく「建物総合損害共済」となります。訂正いたします。 なお、一覧等はありませんが、対象となる範囲は以下のとおりです。 本市が設置する建物及び建物付帯設備において、火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災、水災又は雪災、土砂崩れによる損害を補填します。
4	募集要項	10	6(3)	「1件あたり30万円以上の場合にあっても、本市と指定管理者の協議により指定管理者が実施するものもあります。」とありますが、具体的にはどのようなものが対象となるか、お示しください。	現指定期間において具体的な事例はありませんが、想定としては、当該修繕の指定管理者による迅速な実施が管理運営上本市と指定管理者の双方にメリットがあり、市民サービスの維持・向上にも資する案件であって、本市と指定管理者の協議が整った場合などが考えられます。
5	募集要項	10	6(4)	業務機械等の収納のため、公園内に倉庫(物置)等を設置することは可能でしょうか。	当該部分及び募集要項16ページ 9 その他管理運営にあたっての留意事項 (19)「指定管理者の提案による整備・改修について」に記載のとおりです。
6	募集要項	11	7	自然災害「不可抗力に伴う業務履行不能」については協議事項とありますが、新型コロナウイルスのような感染症についても不可抗力に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	11	7	「需要変動による収入の減少」について、原則は指定管理者の負担となるが、急激な需要変動による収入減については協議事項という認識でよろしいでしょうか。	他のリスクの種類の影響を伴わない需要変動については指定管理者の負担となります。
8	募集要項	16	9(17)	休業等を伴う工事の実施について「指定期間中に休業等を伴う工事を実施する可能性があります。」とありますが、現時点で想定している休館を伴う工事を予定されている場所・居室について、休館を予定されている期間も含めてご教示ください。	船橋市運動公園陸上競技場は日本陸上競技連盟より公認を受けていることから、公認を継続する場合には修繕を実施する可能性がございますが、現時点で決定している休業等を伴う工事はございません。
9	募集要項	16	9(17)	工事期間中の対応や指定管理料等については市と指定管理者で協議、と明記されているが協議に含まれる事項は施設利用料減収や駐車場利用料減収の指定管理料補填等を含んだ協議の認識で宜しいでしょうか。また、その工事の内容により管理・保守業務等の追加や水光熱費の使用料に伴う管理料等の協議も、この事項に含まれている認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項	20	10(5)	申請書類のうち、ス社会保険料納入証明書(直近12か月分)について、「社会保険料納付確認(申請)書」のご提出でよろしいでしょうか。	問題ありません。
11	募集要項	20	10(5)	申請書類のうち、市税納付確認書(申請書類7)について、各社で記入・押印したものを提出する理解でよろしいでしょうか。	共同事業体での申請の場合にはお見込みのとおりです。
12	募集要項	20	10(5)	申請期日である8月5日に申請書を提出するにあたり、同日に役員の変更が行われた場合、役員名簿はその時点の情報に基づいて改める必要があると考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。また、申請日以前3か月以内に発行された登記事項証明書に記載された役員と、役員名簿の記載が一致していなくても問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、登記事項証明書については、再提出を求める可能性があります。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
13	資料3	2		運動公園のトレーニング室に関して、毎月の利用者数は分かるのですが、毎月の定期利用の人数はどれくらいになりますか。	毎月の定期利用者数(令和6年度実績)は下記のとおりとなります。 4月245人 5月266人 6月259人 7月310人 8月277人 9月302人 10月279人 11月293人 12月243人 1月263人 2月280人 3月299人
14	資料5	6	④ 2(1)	生涯学習施設予約管理システムに係る「指定管理者の負担」とは、具体的にどのようなものを想定されていますか。	電気代・用紙代等を想定しております。インフラ費用(回線費等)や、プリンターのトナーカートリッジは、本市が負担・準備します。
15	資料5	9	⑤ 1	建築基準法第12条定期調査の調査範囲を教えてください。	(船橋市運動公園) 体育館・管理棟・野球場・プール管理棟・陸上競技場 (法典公園) 管理事務所
16	資料5	9	⑤ 2	『2. その他設備の保守点検業務』の、体育館得点表示システム保守点検について行政と業者間で保守契約が取り交わされていた業務で有ったものを、指定管理者が保守契約を取り交わしての指定管理者管理業務へ変更した認識で宜しいでしょうか。その場合、過去の契約内容・保守点検報告書等は提供頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。 現在トータリゼータエンジニアリング株式会社と契約しており、令和6年度実績は年額214,500円です。 契約内容、保守点検報告書については追加資料をご確認ください。
17	資料5	10	⑤ 3	環境衛生管理業務の除草業務について、運動公園のホタルの里付近の急傾斜地や擁壁上部や陸上競技場の東側の急傾斜地、自由運動広場の北側の急傾斜地等の除草は、どのように対応されるお考えでしょうか。	除草・清掃作業の目的は、公園の美化及び景観の維持、樹木等の育成阻害の防止及び病虫害発生予防等です。 これらの目的を達成できる手法で除草作業を行っていただきますが、具体的な手法については市と協議となります。
18	資料5	10	⑤ 4	植栽管理、樹木剪定等の業務において、一般的な剪定に加え、枯損木、危険木(老木、枯枝等)への対応はどのようにお考えでしょうか。また樹木の更新(植え替え)を行うお考えはありますか。	前段については、枯損木・危険木への対応は公園の管理運営・利用者の安全確保の観点から指定管理者において伐採等の必要があると判断したものについては、指定管理者の業務となります。 後段については、現時点で樹木の更新を行う予定はありません。
19	資料5	10	⑤ 5	機械警備の機器は貴市が設置した物でしょうか。その場合の警備会社名をご教示ください。	本市では設置しておらず、機械警備会社の機器となります
20	資料5	10	⑤ 6	施設管理についてテニスコート・野球場などの体育施設は熱中症アラートが発令された場合の還付対応等が定まっておりますが、運動公園プール管理に関して船橋市の熱中症ガイドラインはありますか。また利用制限が生じた場合のリスク分担はどのようになりますか。	運動公園プール管理に関しての熱中症ガイドラインはございません。利用制限が生じた場合のリスク分担は、本市との協議事項となります。
21	資料5	12	⑤ 11	リースにより設備の提供を受けている、と明記されているが、行政がリース契約されているものを指定管理者とのリース契約締結変更する事との認識で宜しいでしょうか。その場合、リースの残存期間や維持管理詳細、リース会社、リース料等の詳細について提供頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。 現在本市が契約している空調設備リースは、保守費用が含まれた1年間のリース契約(現契約期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)となり、FLCS株式会社と契約締結しております。リース料の令和6年度実績は年額187,440円です。
22	資料5	12	⑤ 11	空調設備について、リース料は指定管理者の負担になるのでしょうか。負担する場合のリース料の年額と5年間の総額を教えてください。	リースに係る費用は物価変動による上昇を含めて指定管理料に含まれているため、指定管理者の負担となります。現在のリース料等については質問番号21への回答をご確認ください。
23	資料5	14	⑦ 1	生涯学習施設予約システムに関して、用紙やトナー等の消耗品の購入費用は、指定管理者負担になるのでしょうか。	質問番号14への回答をご確認ください。
24	資料5	14	⑦ 1	施設利用料金の支払いについて、電子マネー等の決済方法の導入は可能でしょうか。また、電子マネーで前納し、雨天等で還付対象となった場合、決済手数料は、指定管理者負担となるのでしょうか。	指定管理者での導入は可能となります。 導入費用、決済手数料等はすべて指定管理者の負担となります。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
25	資料5	14	⑦ 1	還付処理等事務の軽減のために、施設利用料金の支払いを利用当日、利用場所での前納への変更は可能でしょうか。	指定管理施設に限り、本市と協議のうえ変更が可能となります。直営施設等の使用手続きについては、予約後から使用手続きをお受けください。 また、現在の運用では、受付窓口開始時刻より前に施設を使用する場合は、前日までに使用手続きを行う運用としておりますので、利用当日のみ使用手続きを行う運用とした場合、早朝に受付を行う人員が必要になる可能性がございます。なお、運用変更に伴う人件費等は指定管理者の負担となります。
26	資料5	14	⑦ 1	生涯学習施設予約システムで管理をしている施設は、当該施設以外に多数あり、それぞれ管理者が違う(船橋市直営、船橋市からの受託者、指定管理者)と思いますが、決済時、電子マネー利用は個別に導入してよろしいでしょうか。また、船橋市では、電子マネー利用の導入を検討しているのでしょうか。	前段については質問番号24への回答をご覧ください。 後段については、現時点では本市が本施設において電子マネーによる支払いを導入する予定はございません。
27	資料5	16	⑨ 1(6)	防犯上の観点から、船橋市運動公園及び法典公園の両方に保安カメラではなく防犯カメラを設置することは可能でしょうか。	指定管理者による設置は可能となりますが、要綱改正等の必要があることから、設置時には本市と協議を行う必要がございます。
28	資料6			現状の駐車場案内看板はそのまま使用できるのでしょうか	現在の駐車場管理機器はすべて現指定管理者が設置しております。 次期指定期間の取り扱いについては現指定管理者との協議となります。
29	資料6			指定管理者が用意した臨時駐車場がある場合、有料駐車場として運用することは可能でしょうか。	指定管理者が用意した臨時駐車場は、船橋市都市公園条例に基づく有料公園施設ではないため、有料駐車場としての運用については協議となります。
30	資料7			運動公園の維持管理機械を法典公園で使用することは、可能でしょうか	各公園の備品は当該公園での使用を想定して設置しておりますが、管理・運営の効率化を図る目的で一時的にもう一方の公園で使用することは差し支えありません。
31	申請書類8			「労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。」とあります。周知義務があるものについては、「就業規則等」「36協定」「労働条件」と理解しますが、他に周知が必要なものがあれば具体的にご教示ください。	周知すべき内容については、事業者により締結等している労使協定等が異なるため個別具体的な内容はお答えできません。 労働基準法第106条及び労働安全衛生法第101条等、労働に関する法制度をご確認ください。
32	その他			今回の指定管理期間中に法典公園及び運動公園の設備の大規模修繕の予定はありますか。	質問番号8への回答をご確認ください。
33	その他			第2駐車場の噴水設備は稼働するのでしょうか。稼働しない場合、修繕予定はあるのでしょうか。(稼働した場合、水道使用量の増加やメンテナンス費用等が想定されるため)	現時点では稼働せず、修繕予定もありません。